

町内で創業、創業予定の方を応援します！

- 町では、「創業支援事業計画」を立て、国に申請し、この度認定されました。
(産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画第13回 H30.4/1～5年間)
- これは町内で創業（創業から5年以内）、創業予定の方の事業を、主に相談窓口の拡充や、創業に必要な知識等を習得する機会などを町と商工会で提供し支援するもので、下記の補助金制度も開始となります。

佐久穂町役場、商工会で行う創業支援事業の概要

名称	内容	担当ほか
① ワンストップ相談窓口	創業に関する相談を受け、各種情報提供や紹介を行います。	・佐久穂町商工会 ・役場産業振興課 商工観光係内で常設
② 創業塾	創業に必要な知識や心構え、財務等に関する実務的な内容も含めたセミナーです。	開催時期は調整中ですが、経験豊かな中小企業診断士等を講師に予定しています。

この ①②に相談・受講し、町の認定を受けた方は、

- 1) 登記にかかる登録免許税の軽減
- 2) 創業関連保証の対象期間の前倒し
- 3) 新創業融資制度（日本政策金融公庫）での優遇
- 4) 厚労省の実施する生涯現役起業支援助成金の対象者に該当



といったメリットがあるとともに、**町の補助金制度が利用できます。**

※各種優遇措置等は変更になる場合がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

佐久穂町の創業関連補助金制度の概要

名称	内容	補助金額等
空き店舗等賃料補助	空き店舗や空き家を借りて創業する場合に賃料の一部を補助します。	・創業の日から5年間 ・賃料月額の1/3以内、上限3万円
空き店舗等改修費用補助	空き店舗や空き家で創業する場合に、改修費用の一部を補助します。	・対象経費の1/2以内、上限30万円（1回限り）

※創業計画書をはじめとする各種書類の提出、商工会への加入が必要になります。

「創業支援事業計画」の詳細等、町ホームページ内に記載しております。
ご不明な点や詳細についてはお問い合わせください。ご相談をお待ちしております。

対 象 と な る 方

- 個人事業主として町内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、町内に住所を有し、又は有することを予定している者
- 町内に本店を置く会社を設立することを予定している個人
- 町内に本店を置き、又は町内に本店を移すことを予定している法人

上記3点のいずれかに該当する「創業者」「第2創業者」で、下記要件も満たす(満たしている)方

- 中小企業者又は中小企業となることを予定している者であること。
- 特定創業支援事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。
- 町及び他の自治体に対して納税義務のある税、料金を完納していること。
- 補助金の交付を受けようとする者(法人にあつては代表者を含む。)が過去に佐久穂町創業支援事業補助金交付要綱に基づく補助金を受けていないこと。

補 助 金 の 交 付 要 件

- 創業予定者及び創業から5年以内の者で、補助金申請の年度以内又は交付確定後2か月以内に営業を開始すること。
- 5年以上継続して事業を行う予定であること。
- 産業競争力強化法第2条第25項に規定される特定創業支援事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。
- 佐久穂町商工会へ加入すること。
- 町創業支援事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。

<用語の意味> 産業競争力強化法(下記文中で「法」という)より抜粋

第二条 22 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く。)。二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること(中小企業者の行為に限る。)

23 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内(認定創業支援事業計画(第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画をいう。))に記載された特定創業支援事業(第三号において「認定特定創業支援事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内)に当該創業を行う具体的な計画を有するもの 二 前項第一号に掲げる創業を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの 三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、二月以内(認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内)に当該創業を行う具体的な計画を有するもの 四 前項第二号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの 五 前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの 六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

24 この法律において「創業支援事業」とは、創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する事業をいう。

25 この法律において「特定創業支援事業」とは、創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

創業等のご相談、創業以外のことでもお気軽にお問い合わせください

【お問合せ】役場 産業振興課 商工観光係：88-3956

商工会本所：86-2275 八千穂支所：88-2215